

★1月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

トキワビジネス協同組合 令和8年 新春懇親会

◆日時 令和8年1月29日(木) 午後3時00分 開会

◆場所埼玉グランドホテル深谷 深谷市西島町1-1-13

◆日程 I. 講演① 寺山税理士事務所 所長 税理士 寺山智久

講演② IROHA@HOME 整理収納アドバイザー 代表 鈴木みづほ

II. 懇親会



通勤手当の非課税限度額の引き上げについてのご案内



令和7年11月19日の所得税法政令公布により、自家用車等通勤者の通勤手当非課税限度額が引き上げられました。この改正は令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われた通勤手当についても適用されます。このため、令和7年分の年末調整で対応が必要となることがあります。

改正後の1か月当たりの非課税限度額

区分	課税されない金額	
	改正後 (令和7年4月1日以後適用)	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額(最高限度150,000円)	同左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上	38,700 円
	通勤距離が片道45km以上55km未満	32,300 円
	通勤距離が片道35km以上45km未満	25,900 円
	通勤距離が片道25km以上35km未満	19,700 円
	通勤距離が片道15km以上25km未満	13,500 円
	通勤距離が片道10km以上15km未満	7,300 円
	通勤距離が片道2km以上10km未満	4,200 円
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	通勤距離が片道2km未満	(全額課税)
	1か月当たりの合理的な運賃等の額(最高限度150,000円)	同左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額(最高限度150,000円)	同左

★令和8年1月の営業土曜日は
以下のとおりです。



- 3日(土) 休
- 10日(土) 休
- 17日(土) 営業(労務)
- 24日(土) 休
- 31日(土) 休

★ご質問、ご相談等はこちらまで…
トキワビジネス協同組合
寺山社会保険労務士事務所



TEL : 048-571-2231
FAX : 048-570-1929
URL : <http://www.terazei.com/>



年末年始の休業日 令和7年12月28日(日)～令和8年1月4日(日)